

入札の注意事項

1 入札の一般的注意

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等（以下「入札関係書類」という。）の契約担当者が示す書類を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札者又は代理人は、入札関係書類に示した日時までに入札書を提出すること。
- (3) 入札及び開札においては、入札者又は代理人の立合いを許可します。

2 入札書についての注意

- (1) 入札書は1件ごとに別紙とすること。
- (2) 入札書は指定の様式によるものとする。
- (3) 入札は1件につき1業者1通とすること。
- (4) 入札者の住所氏名欄は、法人にあっては法人の住所及び法人名並びに代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、代理人にあっては委任者の住所、氏名（法人にあっては法人名）を記入すること。
- (5)
- (6) 入札書は、封筒に入れ、入札場所に提出すること。内封筒に入れ密封・封印し、内封筒の表面に提出先の宛名（善通寺市教育委員会教育総務課）、入札者氏名（法人の場合はその商号又は名称）、開札日及び入札件名を記入のうえ、送付先の横に「入札書在中」及び「親展」と朱書きした外封筒に入れて封かんのこと。なお、郵送の場合は、入札書提出期限までに善通寺市教育委員会教育総務課に必着のこと。
- (7) 入札金額はアラビア数字で記入すること。
- (8) 入札金額は訂正しないこと。
- (9) 既に提出した入札書の手換え、引換え又は撤回はできない。

3 落札者決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格でもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者は、入札担当者の指示により、当該入札書の入札金額の内訳の分かる「内訳書」、「納入品確認書（後継品の場合のみ）」及び「課税・免税事業者届出書」を提出すること。

4 入札書に記載する金額

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

5 契約金額

入札書に記載される金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

6 その他

(1) 無効入札

次のいずれかに該当する場合における入札は無効とする。

- ア 入札者又は代理人が同一案件について2以上の入札をした場合
- イ 入札者が連合して入札したと認められる場合
- ウ 入札に際して不正な行為があった場合
- エ 入札保証金を要する場合において、これを納付しない場合又は不足する場合
- オ 入札書の内容を訂正した場合
- カ 入札書に記名押印のない場合又は誤字、脱字等があつて必要事項を確認し難い場合
- キ 所定の日時を経過した場合
- ク 前各号に定めるもののほか、市長が特に指定した事項に違反した場合

(2) 入札又は開札の中止、取り消し及び延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(3) 予約完結権の譲渡禁止

落札決定者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。